

令和2年6月1日

会 員 各 位

天 童 商 工 会 議 所

新型コロナウイルス感染症対策に関する当所の対応について（6月1日改定）

新型コロナウイルス感染症対策として、4月に対応方針をだしておりましたが、5月25日に全都道府県での緊急事態宣言が解除され、感染拡大の予防に取り組みながら、段階的に社会経済活動レベルを引き上げていく方針が政府から発表されました。

5月28日に正副会頭会議を開催し、今後の当所の対応について協議いたしました。

引き続き、感染症防止策に取り組みながら、6月1日より下記のように対応したいと存じます。会員の皆様には、なにとぞご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1. 当所主催の会議について

（1）飲食を伴う会議・懇親会は必要最低限に留める。

会議を開催する場合は、下記の条件をすべてクリアした上で、主催する組織の長と相談の上で実施する。

- ①参加者を特定した上で、出席人数の目安を40名程度に留める。
- ②適度な換気により密閉空間をつくらないこと、会話はマスクを着用して行う。
- ③会場のレイアウトは、対面式を避け参加者同士の距離2m(最低1m)をとる。

（2）会議開催は以下の点に注意して必要最低限に留める。

部会 各委員会 受託団体等で会議を開催する場合は、下記の条件をクリアした上で開催する。

- ①会場での手消毒の徹底の依頼（会場には消毒液を設置）
- ②会議時間をできるだけ短縮する。（オンライン会議の活用検討）
- ③出席人数を制限し密集を避ける。
（目安として間隔を2m空け、学校方式で50名程度に留める）
- ④咳や熱などの風邪の症状がある場合は、参加をご遠慮いただく。

（3）不要不急のセミナー等は中止または延期する。

当面の間は、上記のとおり対応させていただきますが、今後、感染拡大等が確認された場合は、対応を変更する場合がございます。その際は、改めてご連絡申し上げます。

当所のホームページにて、施策の情報や、感染者があった場合の対応についてなど掲載しておりますので、ご確認願います。

本件担当：天童商工会議所 総務課
TEL 023-654-3511 FAX 023-654-7841